

固定資産税・都市計画税減免にかかる同意書

地方税法第10条及び民法第441条本文の規定により、連帯納税義務者の一人に対して行われた固定資産税の減免は、原則として他の連帯納税義務者に対して効力を生じないとされておりますが、民法第441条ただし書の規定により、令和 年度固定資産税の減免の効力を適用されたいので申し立てます。

藤井寺市長 様

減免を受けた連帯納税義務者

住所 _____

氏名 _____

令和 年 月 日

申立人

住所 _____

氏名 _____

電話番号 _____

住所 _____

氏名 _____

電話番号 _____

住所 _____

氏名 _____

電話番号 _____